仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

（担当：木谷・今井　075-611-5371）

1　業務名

ブリンカーライト修繕

2　業務の目的

主要府道宇治淀線にあるブリンカーライトが故障して作動しないため、修繕するものである。

3　履行期間

契約締結の日から令和９年２月８日まで

4　履行場所（別紙１参照）

久世郡久御山町大橋辺 地内

5　業務内容（別紙２参照）

・ブリンカーライト撤去・設置

・配線工（事前の調査込み）

※既存ブリンカーライトを撤去し、同様に設置すること。

※設置するブリンカーライトはRA-20S-2B-AC（ベース式）と同等品以上とする。

※既存の配線や基礎は使用できるか不明なため、見積もり提出前に事前調査のうえ、必要であれば交換等を行うこと。その他、設置に際して必要な作業・部材の交換等も含む。

※作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

※実施日及び施工方法については発注者と事前に協議すること。

※作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。

※撤去した資材等は、請負者において適切に処分すること。

※業務完了後、速やかに完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

6　留意事項

・既存の配線及び基礎を調査し、修繕できることを確認した後、ブリンカーライト等を発注すること。

・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。

・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。

・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用する

こと。
・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
・作業中、近隣住民等からの要望や苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。事故が生じた際は受注者の責任で解決すること。
・作業は原則、平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこととするが、交通への影響等により、夜間作業が必要な際は監督職員に確認すること。
・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

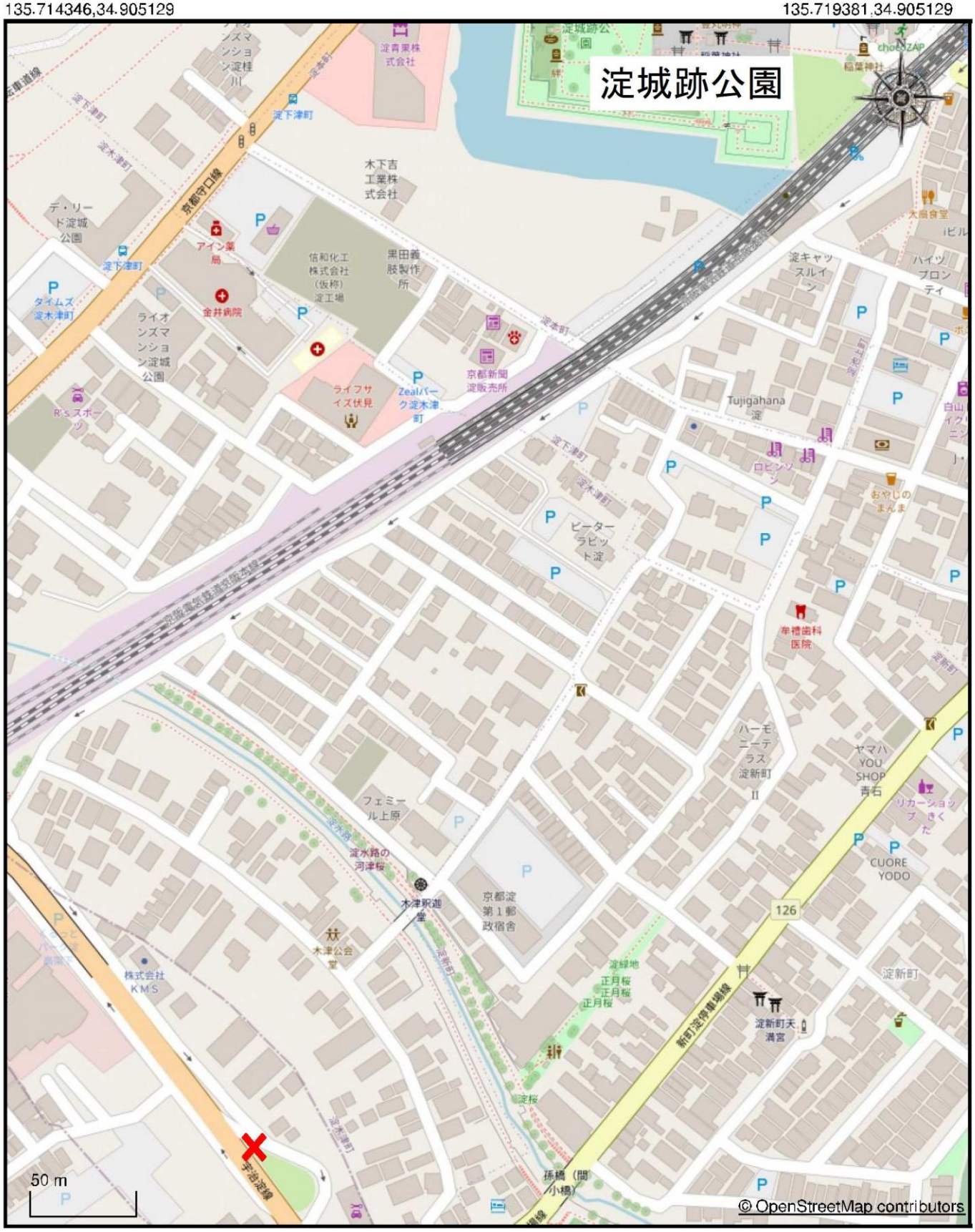
7　支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図

別紙１

135.714346,34.905129　　135.719381,34.905129



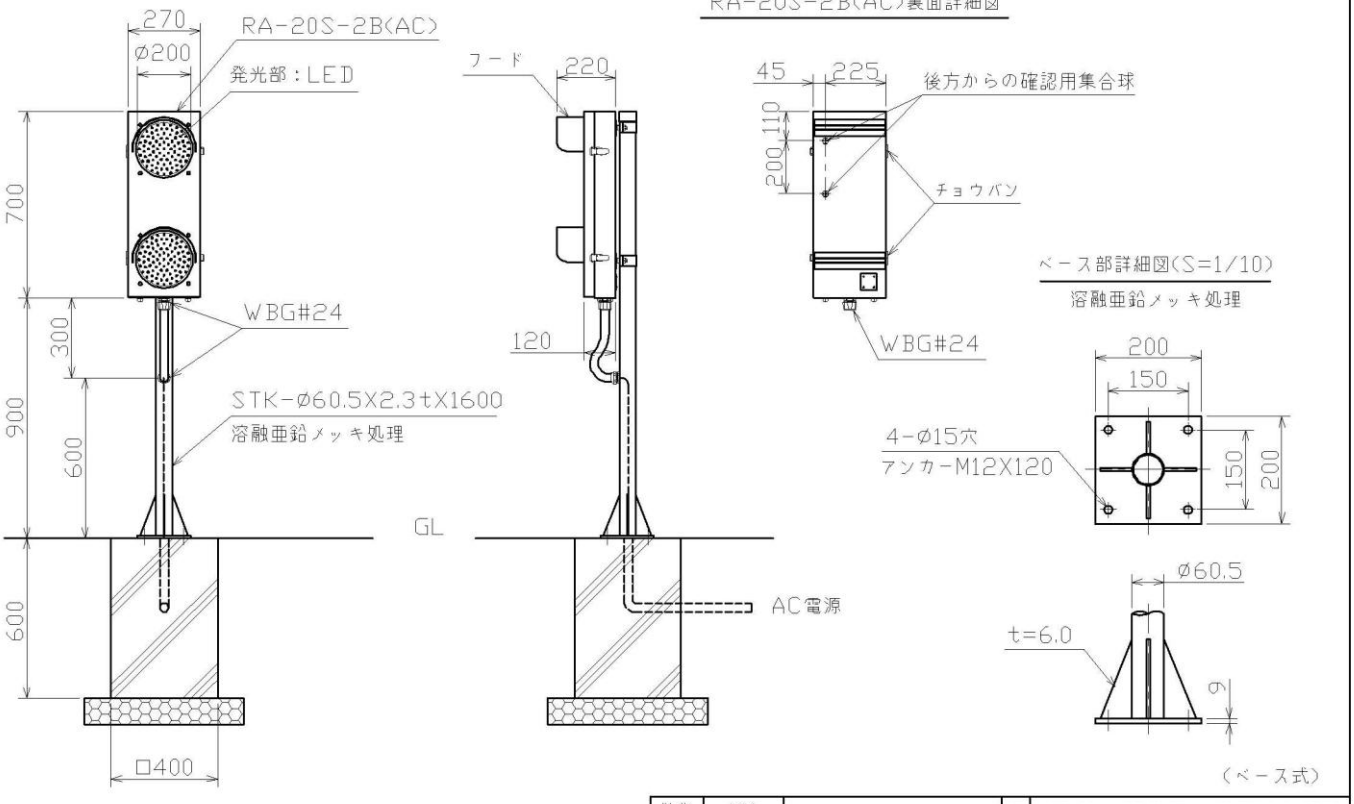
✕ 業務箇所

現状写真

別紙２



参考



A4	単位	MM	(株) 吾妻商会	名称	RA-20S-2B(AC)
	尺度	1／20			